

社会保障WGの検討状況

社会保障WG

平成29年12月13日

経済・財政再生計画に基づくこれまでの取組状況と今後の取組

骨太方針2017、改革工程表の事項について、平成30年度予算に関する事項を中心に進捗状況の確認や今後必要な取組の検討を実施した。

※社会保障WGでは、10/6～11/28の4回にわたり、

- ・地域医療構想の実現に向けた取組
- ・国保の都道府県化に向けた取組(ガバナンスの強化)
- ・医療費適正化
- ・健康増進・予防の推進
- ・診療報酬、介護報酬改定
- ・介護保険制度
- ・薬価制度の抜本改革
- ・生活保護・生活困窮者自立支援

について議論を行った。

経済・財政再生計画に基づくこれまでの取組状況と今後の取組

1. 各項目における取組状況及び今後の取組

(1) 地域医療構想の実現に向けた取組等

(これまでの取組状況)

- 都道府県に対し、地域医療構想調整会議の進め方のサイクルを提示。今後、3か月ごとに議論の進捗確認を実施。
- 公的医療機関等の開設主体に対し、2025年に向けた病床整備等の方針をまとめたプランを本年中に策定し、地域医療構想調整会議で議論するよう要請。
- 地域医療介護総合確保基金について、「病床の機能分化・連携」に重点化した配分を実施した(500億円以上)。2018年度以降もメリハリを付けた配分を行う。

(今後の取組)

- 個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針の速やかな策定に向けて、都道府県ごとに2年間で集中的な検討が行われるよう、地域医療構想の進捗状況を3か月ごとに管理し、公表する。
- 「公的医療機関等2025プラン」に基づき、最初の1年間で、公立・公的医療機関の病床整備等の方針について集中的に検討する。
- かかりつけ医の普及に向けた外来時の定額負担に関しては、病院・診療所間の機能分化について、医療資源の効率利用、保険財政の持続可能性の向上という観点から取組を進めるとともに、かかりつけ医の定義等も含め、検討を進める。
- 外来分野、高額医療機器等の配置などについても、地域医療に配慮しつつ適切な提供体制を構築していく観点から、何らかの形での総量規制の在り方も含め、実効性のあるコントロールの在り方について幅広く検討を進める。

経済・財政再生計画に基づくこれまでの取組状況と今後の取組

(2) 医療保険制度、国保の都道府県化に向けた取組(ガバナンスの強化)

(これまでの取組状況)

- 国保では、平成30年度の保険者努力支援制度(都道府県分)の評価指標に、年齢調整後の医療費水準で評価するアウトカム指標を導入するとともに、保険者努力支援制度に加え、調整交付金からの財源を追加することで、総額1,000億円規模のインセンティブ制度とすることとしている。
- 医療保険制度に係る改革工程表事項について、2018年度末までに検討し、結論を得るとされている事項について関係審議会において議論を開始した。

(今後の取組)

- 普通調整交付金について、地域差に関する調整・配分の在り方を検証し、2018年度の新制度への円滑な移行に配慮しつつ速やかに関係者間で見直しを検討し、結論を得る。
- 後期高齢者の自己負担に関しては、現在進めている74歳までの2割負担への引き上げが2018年度末に終了することも踏まえつつ、2018年度末までの間にできるだけ早期に検討を進め、結論を得る必要がある。

経済・財政再生計画に基づくこれまでの取組状況と今後の取組

(3) 医療費適正化

(これまでの取組状況)

- 都道府県において、2017年度末までに第3期医療費適正化計画を策定することとしている。

(今後の取組)

- 高齢者医薬品適正使用検討会における、多剤服用に関する適正使用のガイドラインの策定状況等も踏まえ、外来医療費の地域差半減に向けて、第3期医療費適正化計画期間中できるだけ早く、医薬品の適正使用等の算定式の変更・追加について検討する。
- 入院医療費について、地域医療構想の縮減効果を明らかにし、地域差半減に向けて、進捗管理を進めるとともに、所要の検討を行う。
- 保険者協議会において、関連する他の協議体との関係や役割分担を整理しつつ、都道府県が中核的な役割を発揮し、医療関係者等への参画を図るなどにより、住民の健康増進と医療費適正化の更なる推進を図る。
- 都道府県等によるデータを活用した医療費分析を支援していくため、NDBから抽出した必要なデータの提供を進めていく。
- 重複投薬・多剤投与の適正化に向けて、保険者の保有する被保険者等の情報を活用した取組も含め、保険者、医療関係者等による取組の推進を図る。
- 高齢者の医療の確保に関する法律第14条の規定について、第2期医療費適正化計画の実績評価を踏まえて、都道府県の医療適正化の取組を後押しする観点から、必要な場合には活用ができるよう、関係審議会等において検討を行っており、2017年度中に結論を得る。

経済・財政再生計画に基づくこれまでの取組状況と今後の取組

(4) 健康増進・予防の推進

(これまでの取組状況)

- 「データヘルス・健康経営を推進するためのコラボヘルスガイドライン」(2017年7月)、「事例に学ぶ効果的なデータヘルスの実践」(2017年7月)、「データヘルス計画作成の手引き(改訂版)」(2017年9月)を公表した。
- 健康保険組合等の後期高齢者支援金における加算・減算の指標を策定した。
- NDB、介護DB等のデータベースの連結、解析を行うための環境整備に向け、事業の実施を検討している。全国保健医療情報ネットワークを整備し、医療関係者が迅速に必要な患者情報等を共有できるサービスの提供を目指し、課題の整理や実証等の検討を行っている。また、科学的に自立支援等の効果が裏付けられた介護を実現するため、事業の実施を検討している。

(今後の取組)

- NDB、介護DB等のデータベースの連結、解析を行うための環境整備、全国保健医療情報ネットワーク、科学的介護データ提供用データベースについては、詳細について検討・準備を進め、2020年度(平成32年度)からの本格実施を目指す。

経済・財政再生計画に基づくこれまでの取組状況と今後の取組

(5) 診療報酬、介護報酬改定

(これまでの取組状況)

- 平成30年度診療報酬改定、介護報酬改定に向けて、病床の機能分化・連携、7対1入院基本料の算定要件の在り方、介護医療院の基準・報酬等、在宅医療等へ転換の推進などについて、関係審議会で検討を進めている。
- 自立支援、重度化防止に向けた介護サービス事業者に対するインセンティブ付与のためのアウトカム等に応じた介護報酬のメリハリ付けや訪問介護・通所介護の基準・報酬の在り方等について関係審議会で検討を進めている。

(今後の取組)

- 平成30年度診療報酬改定、介護報酬改定に向けて、引き続き関係審議会で議論を行い、本年度末までに検討し、結論を得る。

経済・財政再生計画に基づくこれまでの取組状況と今後の取組

(6) 介護保険制度

(これまでの取組状況)

- 2017年6月に成立した介護保険法改正法により、市町村及び都道府県に対し、自立支援や重度化防止の取組等を支援するための交付金を創設、新たな介護保険施設として介護医療院を新設した。
- 地域包括ケア「見える化」システムにおいて、好事例を掲載するなど見える化を推進した。

(今後の取組)

- 改正介護保険法に盛り込まれた交付金について、地方関係者等の意見も踏まえつつ、具体的な方法や指標について検討。あわせて、調整交付金の活用についても検討。(P)
- 新設される介護医療院の報酬水準を含め、医療・介護を通じた効率的な提供体制の構築を進める。
- ロボット等を用いた介護に係る介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応について検討し、結論を得る。
- 介護サービス事業所における実態把握を順次進めるとともに、行政が求める帳票等の見直しなどを随時実施することにより、2020年代初頭までに当該文書量の半減に取り組む。
- 平成30年度介護報酬改定に向けて、訪問介護の回数が多いケアプランについては、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から関係審議会において検討する。
- 2017年6月に成立した介護保険法改正法により導入した、サービス供給へ保険者の関与を強化する仕組みについて、平成30年4月からの施行状況の把握を行うとともに、その結果に基づき必要な措置を検討する。
- 軽度者に対する生活援助サービスやその他の給付の地域支援事業への移行について、各市町村における介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況等を把握し、課題等を整理した上で、市町村による介護予防・日常生活支援総合事業の取組を支援するとともに、介護予防訪問介護等の移行状況等を踏まえつつ、引き続き関係審議会等において検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

経済・財政再生計画に基づくこれまでの取組状況と今後の取組

(7) 薬価制度の抜本改革等

(これまでの取組状況)

- 薬価制度の抜本改革については、関係審議会において本年末までに結論を得るよう議論を行っている。
- 平成28年度に、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を評価するための指標(KPI)として、「「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数」の定義及び数値の把握方法を決定した。
- 後発医薬品の使用割合を80%とする時期を2020年9月とし、より効果的な使用促進策を検討することとした。

(今後の取組)

- 薬価制度の抜本改革について、関係審議会において引き続き議論を行い、本年末までに結論を得る。
 - ① これまでの産業構造を転換し、真に競争力のある研究開発型企業を創出していく観点も踏まえ、イノベーションの適正な評価がなされるよう、新薬創出等加算をゼロベースで抜本的に見直す。
 - ② 医薬品・医療機器の価格について、費用対効果評価を実効的に活用していくとともに、必要な人材育成に速やかに取り組む。
- イノベーションの推進の観点から、類似薬のない新薬の評価のあり方を見直し、原価計算方式で算定された医薬品のうち、製造原価の内訳の開示度が高いものについては、薬価の加算額の引上げ等を行う。
- 後発医薬品の使用促進が進んでいない都道府県等の要因をきめ細かく分析し、その要因に即した対応を検討し、実施する。また、保険者協議会や後発医薬品使用促進の協議会を活用するなどの現場の取組を促す。
- 保険者毎の後発医薬品の使用割合について、2018年度実績から公表する。
- 薬局の実態を見える化するとともに、調剤報酬については、かかりつけ薬剤師・薬局を推進し、対物業務に係る評価の適正化を行うとともに、対人業務を重視した評価とすることを検討する。
- 先発医薬品のうち後発医薬品に係る保険給付額を超える部分の負担の在り方については、患者負担や保険給付への影響、産業政策的な観点や、改革のタイムホライズンを含めて検討していく。
- 生活習慣病治療薬等の処方に関しては、経済性の観点も踏まえたガイドラインの策定等も含め、適切な処方の在り方を引き続き検討する。

経済・財政再生計画に基づくこれまでの取組状況と今後の取組

(8) 生活保護・生活困窮者自立支援

(これまでの取組)

- 医療扶助費の適正化、就労支援の推進等について、関係審議会において、議論を行った。

(今後の取組)

- 後発医薬品の使用促進に係る更なる取組や「償還払い制度を含む」(P) 医療扶助の適正化、就労支援の推進等について、検討結果を踏まえ、来年の通常国会への法案提出を含めて必要な措置を講じる。
- 医療扶助の適正化に向けて、レセプトデータの活用等による詳細な分析が可能となるようデータヘルスの実施に向けた環境整備を行う。

2. その他

- PB黒字化に向け、改革のモメンタムを低下させることなく、社会保障改革についてこれまで以上に加速していくことが必要である。
- これまでの2年間は、社会保障関係費の伸びを5,000億円におさめてきた。来年度予算においても、この社会保障関係費の伸びを5,000億円におさめ、「経済・財政再生計画」に定められている目安を最低限遵守するため、一層の効率化を推進すべき。
- 2018年度末までに検討、結論となっている事項についても、関係審議会等で引き続き検討を行い、早期に結論が得られるよう議論を進めるべき。